

## ペルーにおける意匠制度の概要

Fernández-Dávila & Bueno Law Firm

Liz León Cabezudo  
(弁理士)



Fernández-Dávila & Bueno Law Firm は知的財産、不正競争法、公衆衛生規則、国際貿易に精通した法律事務所である。弁理士 Liz León 氏は、ペルー・カトリカ大学（Pontificia Universidad Católica del Perú）で、競争法、知的財産権法の修士号を取得し、公衆衛生規則、不正競争法、意匠、特許、商標などの知的財産権業務に従事している。

ペルーでは特許法に基づいた意匠保護に関する規定を有しているが、国内法の規定や意匠の種類によって、著作権法、商標、立体(3D)商標などで保護される場合がある。そのため、意匠創作者は、創作した意匠の種類に応じて、最適な保護法域を判断しなければならない。

ペルーにおける意匠権は「工業所有権の共通管理」について定めたアンデス共同体理事会決定第 486 号第 113 条に規定されている。この規定では、工業意匠とは「線の配置、色の組合せ、または平面もしくは立体の外形、線、輪郭、形状、織り地もしくは素材に由来する製品の特定の外観」と定めている。意匠権の効果としては、市場において、独自な特徴を有する自社製品を意匠権として保護するとともに、当該特徴により消費者を惹きつけることが期待されている。（アンデス共同体理事会決定第 486 号第 113 条、115 条の規定に基づく）。

ペルー意匠出願の重要な登録要件に新規性要件がある（アンデス共同体理事会決定第 486 号第 115 条）。新規性要件の規定として、出願意匠が、既に開示されていた先行意匠とわずかな差異しかない場合または出願意匠が先行意匠と異なる物

品の意匠という理由だけでは、新規性要件は満たさない。さらに、意匠権は製品の  
外観形状に関するものであるため、その形状に創作的要素を備えていなければなら  
ず、機能的理由でのみ形成されたものであってはならないと規定されている（アン  
デス共同体理事会決定第 486 号第 116 条(b)）。

この新規性判断に際し、アンデス共同体裁判所は以下の指針を提示している。

(a)出願時に出願意匠が公知になっていない場合は新規とみなす

(b)出願時に出願意匠が公知のものと異なる場合は新規とみなす

指針(a)は、特許および実用新案に適用される原則と同じ、絶対新規性(出願日以  
前に国内外で公衆の知るところとなった技術に該当しないことを新規性の要件と  
し、国内および外国で公知、公用となった場合に新規性がないとすること)の要件  
を意味しており、指針(b)は、出願時に当業者に知られていない場合の新規性判断  
基準である。前述の通り、既に開示されていた先行意匠とわずかな差異しかない場  
合は新規性要件を満たさないため、この差異の程度は顕著な差異と解される。顕著  
な差異とは、意匠の全体的な視覚効果や印象が先行意匠とは異なる場合を意味して  
おり、そのような場合に、新規性要件を満たすこととなる。

尚、アンデス共同体理事会決定第 486 号第 17 条または第 133 条（第 133 条は  
第 17 条規定が意匠出願に適用される旨の規定）で、新規性喪失の例外に関する規  
定がある。以下条件を満たす場合、出願日または優先権主張日前 1 年間の公開は、  
意匠の有効性を判断する際に考慮しないと規定されている。

- (1)発明者または発明者の譲渡人によって公開された場合。
- (2)発明者または発明者の譲渡人によって出願された意匠の内容を、関係する特許庁が適用可能な規約に違反して、公開した場合
- (3)発明者または発明者の譲渡人から直接的または間接的に情報を得た第三者によって公開された場合

さらにペルー意匠出願に関して、以下の点に留意が必要である。

(1)優先権主張：優先権を主張する場合、第1国出願の出願日から6か月以内に意匠出願しなければならない。第1国出願の優先権証明書を提出しなければならないが、出願時に提出できない場合、優先権主張日から9か月以内に補充提出することができる。

(2)保護期間：意匠権の保護期間は、出願日から起算して10年間である。登録後に更新手続きは不要である。

(3)異議申立：意匠出願後約3-4か月に官報(Official Gazette)で公開されるが、当該意匠公開日から30日以内に、利害関係者は当該意匠出願に対する異議申立とその理由書を提出することができる。特許庁は、異議申立人の要請に基づき、1度だけ、追加理由書を提出するための猶予期間(30日)を与えることができる。異議申立とその理由書が提出された場合、特許庁は出願人に反論書並びにその証拠資料などを提出するための猶予期間(30日)を与えるものとする。尚、異議申立期間中に異議申立が提出されなかった場合、特許庁は出願意匠の登録要件に関する審査を行うが、異議申立が提出されない場合は、職権で新規性要件に関する審査は行わない。但し、出願意匠が明らかに新規性要件を満たさないと判断できる場合、

特許庁は職権で出願意匠を拒絶する。

(4)権利消尽：意匠権には権利消尽が適用される。意匠権者または意匠権者の許諾を得た者によって、いずれかの国で意匠登録された製品が販売された後は、当該意匠製品に関する商取引が行われても、その権利侵害は問えない。

上述の通り、意匠権者は第三者による登録意匠と同一または実質的に類似する製品の製造、販売、輸入を権利侵害として問うことができるが、このような意匠権者の排他的権利に関しては、権利消尽のような、例外があり得ることに留意が必要である。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)